

## 佐久市男女共同参画懇話会 次第

日時 平成 25 年 6 月 25 日  
午後 1 時 30 分～  
場所 中央隣保館 生活改善室

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 会議事項

(1) 男女共同参画プラン事業の状況について

(2) 佐久市男女共同参画推進条例（案）について

### 4. 閉会

## 男女共同参画プラン期間内の達成目標中間報告(平成24年度)

資料1

	具体的施策	指標名	H23年度	H24年度	目標値(平成28年度)	担当課名
第1節 男女共同参画意識づくり	1-(1) 意識改革のための啓発活動の充実	「男女共同参画社会」の用語の周知度(知っている)	34.2% (平成22年度市民意識調査)	34.2% (平成22年度市民意識調査)	50%	人権同和課
		男女共同参画に関する研修について、管理職を中心に充実を図ります。	(平成24年4月1日現在未実施)	(平成24年度未実施)	管理職向け 研修5人/年 一般職員向け 研修出席率70%	職員課
	2-(2) 幼稚園・保育所・学校での教育の推進	学校教育の場における男女平等の意識度	58.5% (平成22年度市民意識調査)	58.5% (平成22年度市民意識調査)	80%	学校教育課 人権同和課
	3-(6) 国際社会の動向を踏まえた参画意識向上	国際交流フェスティバル 参加者数	2,800人 (平成22年度)	フェスティバル:2,750人 サロン:延べ309人	3,500人	観光交流推進課
	4-(7) 各種審議会・委員会等への女性の登用の推進	審議会等における女性委員の登用率	18.5% (平成23年4月1日現在)	19.7%	25%	人権同和課
		女性消防団員の加入促進	32人 (平成23年4月1日現在)	28人	50人	消防団管理室
	4-(8) 慣習やしきたりの見直しと地域活動への共同参画の推進	平成24年度に設置する「佐久市市民活動サポートセンター」への活動団体登録数	平成24年4月1日より登録開始	97団体	300団体	広報広聴課
第2節 安心して女性が働くに環境やづかくに暮らす	5-(9) 働き方の見直しとライフスタイルに対応した子育て・介護支援の充実	子育てサロンの参加者数 つどいの広場参加者数	7,908人 15,099人 (平成22年度実績)	8,753人 14,730人	8,300人 15,800人	子育て支援課
	5-(10) 企業等と連携した労働環境の改善促進	「ワーク・ライフ・バランス」の用語の周知度(知っている)	19.1% (平成22年度市民意識調査)	19.1% (平成22年度市民意識調査)	30%	人権同和課 商工振興課
	7-(15) 女性の健康支援の増進	初産妊婦の「パパママ教室」への参加率	25% (平成22年度実績)	48.6%	50%	健康づくり推進課
	8-(16) 高齢者や障がい者の社会参画の促進	障がい者に対する就業・生活支援事業による就職件数	9件 (平成22年度実績)	19件	15件→23件に変更	福祉課
	8-(17) 介護予防・自立支援の推進	生きがいを持って活動的に、安心して生活ができるための介護予防事業参加率	23% (平成22年度介護予防事業参加率)	25%	40%	高齢者福祉課
	9-(18) 男女共同参画の視点による人権意識の高揚と人権教育の推進	人権教育・啓発事業などの参加者数	8,105人/年 (平成22年度)	11,033人/年 (ほか人権花運動1,184人)	8,500人/年	人権同和課
		市不登校等対策連絡協議会の女性委員数	3人/10人中 (平成23年度)	3人/10人中	5人/10人中	学校教育課
第3節 人権の尊重と暴力のない社会	10-(19) 暴力をなくすための環境づくり	DVなどの身近な暴力は、どんな場合でも人権侵害だと思う市民の割合	69% (平成22年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	89.8% (平成24年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	100%	人権同和課 福祉課
		DV被害にあったとき、市に相談窓口があることを知っている市民の割合	44% (平成22年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	68.2% (平成24年度男女共同参画講演会アンケート調査結果)	80%	人権同和課 福祉課
		児童虐待の予防・早期発見のための啓発活動	2回 (平成22年度実績)	4回	4回	子育て支援課

男女共同参画推進条例 比較対照表

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年12月26日）	説明
前文	<p>日本国憲法には、個人の尊重と法の下の平等がうたわれており、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。佐久市においても、眞の男女平等の実現に向けて、女性行動計画の策定等様々な施策を推進してきた。</p> <p>しかしながら、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく慣行は依然として根強く、眞の男女平等の実現にはいまだに多くの課題が残されている。</p> <p>このような状況に加え、少子高齢化の進展等、社会経済情勢の大きな変化に対応していくためにも、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会を実現することが、緊急かつ重要な課題となっている。</p> <p>ここに、私たちは、男女共同参画社会を実現することを決意し、市、市民及び事業者が協働して、男女共同参画を推進するために、この条例を制定する。</p>	<p>我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。</p> <p>一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。</p> <p>このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。</p> <p>ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。</p>	<p>我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。</p> <p>こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。</p> <p>しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、眞に男女平等な社会の実現には至っていない状況にある。</p> <p>こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。</p> <p>このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。</p>	<p>佐久市の条例にはほとんど前文がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>前文に直接の法的効果はない。</li> <li>基本法制定後すでに、14年経過していることから、前文を入れる必要があるか。</li> </ul> <p>前文には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>解釈原理</li> <li>課題</li> <li>男女共同参画政策の重要な位置づけ</li> </ul>
第1章 総則 (目的)	<p>第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進しもって本市における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。</p> <p>(2) 積極的格差是正措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p> <p>(3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。</p> <p>(4) 事業者 市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人、法人及びその他の団体をいう。</p> <p>(5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。</p> <p>(6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的又は言語的な暴力その他の暴力をいう。</p>	<p>第一章 総則 (目的)</p> <p>第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。</p> <p>二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p>	<p>第一章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。</p> <p>2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。</p>	<p>定義…</p> <p>条例として規定する際の文言上の意味内容を確定するために規定される。</p>

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年12月26日)	説明
第1章 総則 （2） （3）	<p>（基本理念）</p> <p>第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として行われなければならない。</p> <p>（1）男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（2）男女が、社会の対等な構成員として、市その他あらゆる場における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。</p> <p>（3）家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援のもと、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員として責任を持ち、その役割を円滑に果たすとともに、職業生活その他の社会における活動とを両立して行うことができるようのこと。</p> <p>（4）性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度及び慣習を改善するとともに、これらの制度及び慣習が、男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。</p> <p>（5）男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関する男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。</p> <p>（6）男女共同参画の推進に向けた取組が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。</p>	<p>（男女の人権の尊重）</p> <p>第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（社会における制度又は慣行についての配慮）</p> <p>第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣習が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることから、社会における制度又は慣習が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。</p> <p>（政策等の立案及び決定への共同参画）</p> <p>第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（家庭生活における活動と他の活動の両立）</p> <p>第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（国際的協調）</p> <p>第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。</p>	<p>（男女の人権の尊重）</p> <p>第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重）</p> <p>第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（社会における制度又は慣行についての配慮）</p> <p>第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣習が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。</p> <p>（政策等の立案及び決定への共同参画）</p> <p>第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（家庭生活における活動と他の活動の両立）</p> <p>第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。</p> <p>（国際社会の動向を踏まえた取組）</p> <p>第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることから、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。</p>	<p>基本理念…男女共同参画を推進していく上での基本となる考え方。</p> <p>県と同じく6理念を掲げてみた。（基本法では、（5）以外の5理念）</p> <p>（1）男女の人権の尊重 （2）社会における制度又は慣習についての配慮 （3）政策等の立案及び決定の共同参画 （4）家庭生活における活動と他の活動の両立 （5）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重 ←（新規） （6）国際社会の動向を踏まえた取組</p> <p>基本法の理念そのままでは不十分なので、地域の特性を考慮する。</p>
（4） （5） （6）	<p>（市の責務）</p> <p>第4条 市は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置づけ、基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的格差是正措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者及び教育関係者と協働の下に行うものとする。</p>	<p>（国の責務）</p> <p>第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>（県の責務）</p> <p>第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。</p> <p>2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。</p>	<p>市・市民・事業者が果たすべき役割</p>
	<p>（市民の責務）</p> <p>第5条 市民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野（以下「社会のあらゆる分野」という。）において、基本理念にのっとり、自ら積極的に男女共同参画を推進するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>（地方公共団体の責務）</p> <p>第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>	<p>（県民の責務）</p> <p>第10条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>積極的に取り組んでいる企業を認定したり、表彰するなどにつながる。</p> <p>※事業者の取組や協力を積極的に促す表現とした。</p>
	<p>（事業者の責務）</p> <p>第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。</p> <p>2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>（国民の責務）</p> <p>第十条 国民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。</p>	<p>（事業者の責務）</p> <p>第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年12月26日)	説明
第1章 総則 (3 / 3)	<p>(性別による人権侵害の禁止)          第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。          2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント（性的な言動又は性別による固定的な役割分担意識から生じた言動により個人に不快感若しくは不利益を与えたる、又は生活環境を害することをいう。以下同じ。）を行ってはならない。          3 何人も、ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に対し、身体的・精神的又は経済的な苦痛を与える暴力的行為をいう。以下同じ。）を行ってはならない。</p> <p>(公衆に表示する情報に関する留意)          第8条 何人も、広く市民を対象とした広報、広告等において、次に掲げる表現を行わないよう配慮しなければならない。          (1) 性別による固定的な役割分担及び男女間の暴力を助長し、又は連想させるような表現          (2) 過度の性的表現</p>		<p>(性別による差別的取扱いの禁止等)          第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。          2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間ににおける身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。          3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。）を行ってはならない。</p> <p>(公衆に表示する情報に関する留意)          第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。          (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現          (2) みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現</p>	<p>「具体的な施策」についての「禁止事項」を規定。</p> <p>支援策を講じるためには、「禁止事項」が規定されるのが前提。          (防止、規制を実施する際の法規上の根拠規定となる。)</p>
	<p>(地域における男女共同参画の推進)          第9条 何人も、地域における団体の活動において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。</p> <p>(教育の場における男女共同参画の推進)          第10条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。</p>			
	<p>(法制上の措置等)          第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。          (年次報告等)          第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。          2. 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。</p>			

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年12月26日)	説明
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的政策 （1 / 4）	<p>第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（男女共同参画基本計画）</p> <p>第11条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>(1) 男女共同参画の推進に関する総合的かつ長期的な施策の大綱</p> <p>(2) 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市長は、男女共同参画基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を反映するために必要な措置を講ずるとともに、佐久市男女共同参画審議会に諮問し、その意見を聴かなければならない。</p> <p>4 市長は、男女共同参画基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。</p> <p>5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。</p>	<p>第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（男女共同参画基本計画）</p> <p>第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。</p> <p>5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。 (都道府県男女共同参画計画等)</p> <p>第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。</p> <p>4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p>	<p>第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進</p> <p>第1節 男女共同参画計画等（男女共同参画計画）</p> <p>第14条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第1項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。</p> <p>2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。</p>	*基本法 第14条第3項では、基本的な計画を策定することを、努力義務として規定している。

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年12月26日)	説明
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的政策（2/4）	<p>(報告書の作成) 第12条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。</p> <p>(推進体制の整備) 第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策について総合的に調整を行い、及び計画的に実施するために必要な体制を整備するものとする。</p>	<p>(施策の策定等に当たっての配慮) 第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。 (国民の理解を深めるための措置) 第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。 (苦情の処理等) 第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別の取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。 (調査研究) 第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。 (国際的協調のための措置) 第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。 (地方公共団体及び民間の団体に対する支援) 第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(施策の策定等に当たっての配慮) 第15条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。 (財政上の措置) 第16条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 (施策の実施状況の公表等) 第17条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。 2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>*推進体制の整備 ・男女共同参画の実現を主要な政策として位置付ける。 ・首長直属の総合企画調整機能の中に位置づける。</p>

	佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年12月26日)	説明
第2章 男女共同参画の推進に関する基本的政策（3/4）	<p>（市の施策） 第14条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。</li> <li>(2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。</li> <li>(3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。</li> <li>(4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。</li> <li>(5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集並びに調査研究を行うこと。</li> <li>(6) 男女が共に、家庭生活における活動と職業生活等社会における活動とを両立することができるよう、子育て及び家族の介護等において必要な支援を行うよう努めること。</li> </ul>		<p>第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等</p> <p>（広報活動の充実） 第18条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。</p> <p>（教育活動等による意識の醸成） 第19条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。</p> <p>（家庭生活における活動と他の活動との両立支援） 第20条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。</p> <p>（自営業における環境整備） 第21条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。</p> <p>（調査研究の推進） 第22条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。 2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上でその事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。</p> <p>（県民等に対する支援） 第23条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。</p> <p>（拠点施設の設置等） (略)</p>	<p>・市が実施する具体的な施策の明記 ⇒・施策の内容が明確になる。 ・担当部署の役割が明確になる。</p>
	<p>（事業者の報告及び表彰） 第15条 市長は、男女共同参画の推進に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況、参画状況その他の男女共同参画の推進に関する事項について報告を求めることができる。 2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っていいる事業者に対し、佐久市男女共同参画審議会の意見を聴いて、これを表彰することができる。</p>			<p>*新たに事業者の報告及び表彰を行うことができる規定を設ける。</p> <p>事業者のワークライフバランスの促進を図るために、企業に対するインセンティブ（奨励、社会的評価）の付与として新たに規定。 ここでいう事業者の定義は新第2条による。</p>

佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例（平成14年12月26日）	説明
<p>（苦情の申出等） 第16条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し苦情があるときは、市長に申し出ることができる。 2 市長は、前項の申出を受けたときは、速やかに適切な措置を講ずるものとする。 3 市長は、前項の措置を講ずるに当たって必要があると認めるときは、佐久市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>（被害者の相談） 第17条 市は、性別を理由とする差別的な取扱い、セクシュアル・ハラスメント及びドメスティック・バイオレンスによって人権が侵害された者から相談があった場合には、関係機関との連携を図り、適切な措置を講ずるものとする。</p>		<p>第3節 苦情の処理等</p> <p>（苦情の申出等） 第27条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。 2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。 3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第1項の申出に対し、男女共同参画社会づくりの推進に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。 4 知事及び前項の関係機関は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。</p> <p>（不服の申出） 第28条 前条第1項の申出を行った者で、同条第3項及び第4項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。 2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。 3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第1項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。 4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第2項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。 5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。 6 関係する県の機関は、第4項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。</p> <p>（県の職場における環境整備等） 第25条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。            (1)性別による固定的な役割分担意識を払拭するための取組            (2)男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援            (3)セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備            2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。</p> <p>（附属機関の委員等の構成） 第26条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。</p>	<p>*「苦情の処理」のための措置</p> <p>*「被害者の救済」の措置</p> <p>*県が一事業主の立場から、男女共同参画の促進を図る。</p>
<p>第2章 男女共同参画の推進に関する基本的政策 (4 / 4)</p>			

佐久市男女共同参画推進条例（仮称）（素々案）		男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）	長野県男女共同参画社会づくり条例(平成14年12月26日)	説明
<p>第3章 男女共同参画審議会 （設置） 第18条 男女共同参画を円滑に推進するため、佐久市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務） 第19条 審議会は、第11条第3項の規定による諮問に対し答申を行うほか、男女共同参画の推進に関する必要な事項について調査審議する。</p> <p>（組織） 第20条 審議会は、委員15人以内をもって組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員総数の10分4の未満であってはならない。</p> <p>（委員） 第21条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。            (1) 識見を有する者            (2) 関係団体が推薦する者            (3) 市民            (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者。            2 市長は、前項第3号に掲げる委員の選任に当たっては、公募の方法によるよう努めるものとする。            3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。            4 委員は再任されることができる。</p> <p>（会長及び副会長） 第22条 審議会に会長及び副会長を置く。            2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。            3 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。            4 会長は、審議会の会議の議長となる。            5 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。</p> <p>（会議） 第23条 審議会の会議は、会長が招集する。            2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。            3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。            4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</p> <p>（庶務） 第24条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。</p> <p>（審議会の運営に関する事項の委任） 第25条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。</p> <p>（委任） 第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関する必要な事項は、市長が定める。</p> <p>附 則 この条例は、平成〇年〇月〇日から施行する。</p>	<p>第三章 男女共同参画会議 （設置） 第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。</p> <p>（所掌事務） 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。            一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。            二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。            三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。            四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。</p> <p>（組織） 第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。</p> <p>（議長） 第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。            2 議長は、会務を総理する。</p> <p>（議員） 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。            一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者            二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者            2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。            3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。            4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。</p> <p>（議員の任期） 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。            2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。</p> <p>（資料提出の要求等） 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要なと認めるとときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。            2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。</p> <p>（政令への委任） 第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>附 則（平成十一年六月二三日法律第七八号）抄 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。            (男女共同参画審議会設置法の廃止) 第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。</p> <p>（以下略）</p>	<p>第3章 長野県男女共同参画推進指導委員 第29条～第32条(略)</p> <p>第4章 長野県男女共同参画審議会 [解説] （設置） 第33条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、長野県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。</p> <p>（任務） 第34条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。            (1)男女共同参画計画の策定に関する事項            (2)県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項            (3)男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項            (4)その他男女共同参画社会づくりに関する重要な事項</p> <p>2 審議会は、前項第2号に規定する施策の実施状況について調査審議し、知事に意見を述べることができる。</p> <p>（組織） 第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。            2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。            3 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。</p> <p>（任期） 第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（会長） 第37条 審議会に会長を置き、委員が互選する。            2 会長は、会務を総理する。            3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。</p> <p>（会議） 第38条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。            2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。            3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。            4 会議は、原則として公開とする。</p> <p>第5章 補則 （補則） 第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。            附 則(略)</p>	<p>*市の政策に一般住民の意見を反映させるために、審議会は重要です。</p> <p>*男女共同参画懇話会は、条例の制定とともに男女共同参画審議会へ移行する。            その際、委員として委嘱されている者は、条例の施行日に、条例の規定に基づく審議会の委員として委嘱されたものとする。任期は、男女共同参画懇話会の残任期間とする。</p>	